〇総務省令第百二十五号

け る 石 特 油 定 コ 防 ン 災 ピ 施 ナ 設 等及 1 等 災 び 防 害 災組 防 止 織 法 等 昭昭 に 関 和 す 五 十年 る 省 令 法 \mathcal{O} 律 第 部 八十四 を 改 正 号) す る省令 に 基 づ を き、 次 \mathcal{O} 石 ように定 油 コン ピ め ナ る。 1 } 等 に お

令和二年十二月二十五日

総務大臣 武田 良太

石 油 コ ン ピ ナ 1 等 に お け Ś 特 定防 災施 設等及び防 災組織等 に関する 省 令 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る省

令

石 油 コ ン ピ ナ 1 1 等 に お け る 特 定 防 災 施設 等 及 び 防 災組 織等 に . 関 す る省 令 (昭 和五 十 一 年自 治 省令

第 + 七 号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る。

様 式 第一 か 5 様 式 第三 ま で 及 び 様 式 第 五 か 5 様式 第 + ま で 0) 規 定中 を 削 る。

附

則

この省令は、公布の日から施行する。